

モノづくり展示会等出展支援事業補助金

申請の手引き

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

1. 目的

この補助金は、CO₂削減の技術等を有する県内の中小企業が大都市や海外などで開催される展示会・見本市・商談会等（以下、「展示会等」という。）に出展する経費に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助することによって、県内産業の育成振興および「しがCO₂ネットゼロムーブメント」の推進を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者で県内に事業所等を有する者（※1）
- (2) しがCO₂ネットゼロムーブメントに賛同する者（※2）
- (3) 県税の未納がない者

（※1）中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運搬業運搬業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

（※2）補助金を申請するためには、「しがCO₂ネットゼロムーブメント」の取組に賛同する必要があります。

賛同方法は、滋賀県ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/308971.html>）をご確認ください。

3. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、①補助対象事業者が環境ビジネスに関する展示会等に出展する事業もしくは②CO₂削減に資する技術等を展示会等に出展する事業です。なお、対象となる展示会等は、物産展など販売を目的とするものを除き、以下の要件のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 海外および首都圏、政令指定都市で開催される展示会等
- (2) 出展者数または小間数が概ね100以上の県外で開催される展示会等
- (3) その他、知事が適当と認めた展示会等

4. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

- ①出展料・・・小間料、参加料、ブース借上料、その他これに相当する費用
- ②施工費等・・・小間施工費、電気工事費（電気料金含む）、装飾工事費、備品レンタル代など小間の装飾に要する費用

※いずれも対象となるのは、交付決定日以降に開催される展示会に係る経費で2020年4月1日から2021年3月31日までに支払いが完了しているものとします。

(2) 補助率：補助対象経費の合計の1/2以内

(3) 補助上限額：200,000円

※補助対象経費の合計に1/2を乗じた額（千円未満切捨）と200,000円を比較して、いずれか低い額を補助金交付額として算定します。

5. 交付申請について

(1) 受付窓口：滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館2F

TEL：077-528-3793

(2) 受付期間：2020年12月25日（金）まで

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

* 受付期間中でも、交付決定額の合計が予算額に達し次第、受付を終了します。

(3) 申請手続：補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して提出してください。

提出された書類は返却しません。（書類は原則としてA4版としてください。）

○事業計画書（別紙1）

- ・出展者数や小間数の見込みが分からない場合は、募集定員や直近の開催実績を記載してください。

○収支予算書（別紙2）

- ・区分欄は分かりやすいように適宜書き換えてください。
- ・消費税及び地方消費税相当額は補助対象となりませんので、消費税等相当額を除いた額で作成してください。

○誓約書（別紙3）

○県税の納税証明書

- ・県の補助事業であることから、県税が納付されていることを要件としていますので、各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付してください。

○その他参考となる資料

- ・申請者の概要や出展内容の概要が分かる資料
- ・展示会等のパンフレット など

(4) 交付決定：受付日順に審査を行い、申請内容が適正であると認めるときは交付決定を行い、決定通知をします。また交付決定額の合計が予算額に達した日に複数の申請を受け付けた場合、抽選により審査の対象を決定します。なお、書類の不備等があった場合は、すべての書類がそろった日を受付日とします。

(5) 変更交付申請：申請内容に大幅な変更が生じた場合は、交付要綱第7条により補助金変更交付申請書（様式第2号）を提出してください。変更承認の手続を経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。また、交付決定後の補助金の増額変更はできません。

6. 実績報告について

補助事業終了後30日以内、または2021年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）に以下の書類を添付して提出してください。

○補助事業報告書（別紙4）

- ・成果として、商談件数を報告していただきますので、会期中に集計をお願いします。
- ・出展したことが確認できるパンフレットや写真等を添付してください。

○補助事業収支精算書（別紙5）

- ・区分欄は分かりやすいように適宜書き換えてください。
- ・消費税及び地方消費税相当額は補助対象となりませんので、消費税等相当額を除いた額で作成してください。
- ・補助対象経費の支払いが確認できる書類を添付してください。（支払者、金額、支払先、支払日、内容等が確認できる領収書等）

7. 補助金の支払いについて

補助事業完了後の精算払いとなります。額の確定通知書が届きましたら、請求書（様式第4号）を提出してください。

8. その他

- ・当補助金の申請は、1者につき1回限り可能です。
- ・当補助金の対象事業として申請した展示会等に対して、他の補助金・助成金等を申請することはできません。